

津幡町史編さんに関する条例をここに公布する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町条例第12号

津幡町史編さんに関する条例

(趣旨)

第1条 本町の歴史的変遷を明らかにし、町勢発展と町民の郷土愛の高揚を図り、未来へ語り継ぐ町史を編さんするため、必要な事項を定めるものとする。

(編さん委員会の設置)

第2条 町史の編さん事業を推進するため、津幡町史編さん委員会（以下「編さん委員会」という。）を設置する。

(編さん委員会の所掌事務)

第3条 編さん委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 町史編さんの基本方針に関すること。
- (2) 町史の編集及び刊行に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町史編さんに関し必要な事項に関すること。

(編さん委員会の組織)

第4条 委員会は、10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 津幡町文化財保護条例（平成6年津幡町条例第4号）第13条に基づき設置された津幡町文化財保護審議会の委員
- (3) 町職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(編さん委員会の委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(編さん委員会の会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(編集委員会の設置)

第8条 津幡町史の専門的な調査及び研究、執筆、編集等を行うため、津幡町史編集委員会を置く。

(守秘義務)

第9条 編さん委員及び編集委員会の委員は、職務上知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年津幡町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「文化財保護審議会委員	日額	7,000円	」を
「文化財保護審議会委員	日額	7,000円	」に
町史編さん委員会委員	日額	7,000円	

改める。